

消 防 予 第 7 0 号
消 防 危 第 6 6 号
平成17年3月31日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
各 消 防 本 部 消 防 長 }

消 防 庁 予 防 課 長

消防庁危険物保安室長

「タイヤ・RDFに係る消火のあり方に関する調査検討報告書」の送付
及び留意事項について

近年、大規模自然災害に加え、企業災害の発生が目立っているところであり、これらに適切に対応することが消防防災行政の緊急の課題となっています。特に、平成11年1月2日に発生した「佐野市赤見町廃タイヤ火災」、平成15年8月14日に発生した「三重県ゴミ固形燃料発電所爆発事故」、平成15年9月8日に発生した「ブリヂストン栃木工場火災」は、いずれも消火困難性が高く火災が長時間にわたり継続し、社会に与える影響も大きな火災でした。また、最近では本年3月14日に「秋田県タイヤチップ貯蔵庫火災」も発生しています。

このような状況を踏まえ、危険物保安技術協会において平成16年度に（財）消防試験研究センターからの委託を受け、「タイヤ・RDFに係る消火のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、タイヤ火災及びRDF火災に対して水に消火薬剤を加えた場合等の消火性能の差について調査検討を行い、検討会の結果について別添「**タイヤ・RDFに係る消火のあり方に関する調査検討報告書**」（以下「報告書」という。）としてとりまとめましたので送付します。

また、検討会における検討結果から、タイヤ火災等について留意すべき事項を下記のとおりとしますので、貴職におかれましては、その旨周知いただくとともに、適切に運用されるようお願いいたします。

記

1 合成界面活性剤泡消火薬剤又は水成膜泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。）を水に一定の比率（報告書P7表3.3.1及び表3.3.2参照）で混合したものは、タイヤ火災に対し、水に比べて大きな消火効果が期待できるため、タイヤ製造工場、古タイヤ加工工場など、タイヤ等を大量に集積する事業所には、水に泡消火薬剤等を混入して消火することができる消火設備を積極的に設置するよう指導すること。

なお、泡消火薬剤等の種類、製造業者等が異なると、有効な希釈容量濃度が異なる可能性があるため、設置に当たっては、必要に応じ、報告書P4からP6に示す実験に準じた試験のデータ等を参考にすること。

また、指導の結果、当該設備が設置されることとなる場合は、必要に応じ、当庁予防課又は危険物保安室に連絡願いたいこと。

- 2 タイヤ火災が発生した場合の消防活動においても、水に泡消火薬剤等を混入して消火すると消火効果が高くなるので、留意されたいこと。
- 3 R D F火災に対しては、今回の実験では、水に一定の割合で泡消火薬剤等を混入しても水に比べ消火効果に有意な差が見られなかったが、全ての消火薬剤の消火効果について検討してはならず、今後、消火薬剤製造業者等の実験・研究等により、水より消火効果の高い消火薬剤等の開発がなされ、貴機関に対し設置について事前に相談にくることも想定されることから、その場合は、当庁予防課又は危険物保安室に連絡願いたいこと。